

令和7年度

備前市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和8年8月

備 前 市 監 査 委 員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された令和7年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和7年度の備前市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和8年8月

備前市監査委員 小野田 隼也

同 西 上 徳 一

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	報告等の表現方法	2
第 7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	4
(2)	個別意見	5
ア	決算書等の表示が適正でないもの	5
(ア)	収入未済額の表示が適正でないもの	5
イ	予算の執行等が適正でないもの	6
(ア)	見積書の徴取等が行われていないもの	6
(イ)	定められた時期に支出負担行為が行なわれていないもの	7
(ウ)	支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの	8
(エ)	決裁を受けないまま申込書を提出していたもの	10
3	決算の概要	11

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則（平成17年備前市規則第57号）

→備前市会計規則（平成17年規則第57号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和7年度備前市一般会計

令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計

令和7年度備前市土地取得事業特別会計

令和7年度備前市三石財産区管理事業特別会計

令和7年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計

令和7年度備前市浄化槽整備事業特別会計

令和7年度備前市後期高齢者医療事業特別会計

令和7年度備前市介護保険事業特別会計

令和7年度備前市飲料水供給事業特別会計

令和7年度備前市宅地造成分譲事業特別会計

令和7年度備前市駐車場事業特別会計

令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により備前市長から審査に付された、令和7年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和7年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。

審査にあたっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各

部署から提出された決算に係る資料と照合するなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：令和8年7月17日から同年8月17日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。なお、予算の執行は、個別意見に記載した事項はあるが、審査の結果に影響を与えるほどの重要なものではなかった。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用は、適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

備前市の令和7年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計349億3306万余円、歳出計334億4926万余円となっている。

一般会計については、歳入257億2097万余円、歳出247億4947万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、9億7149万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源1億6083万余円を差し引いた実質収支は、8億1066万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の19.6%を占める市税については、収入済額が50億4928万余円（調定額に対する収入済額の割合96.8%）となっており、令和6年度と比べ1億257万余円の減少となっている。また、令和7年度における市税の収入未済額については、1億5545万余円となっており、令和6年度と比べ472万余円の減少となっている。直近5年間でみると、令和4年度に増加した後、令和5年度から減少傾向にある。

一方、歳出については、一般会計の予算額282億1239万余円に対し、支出済額は247億4947万余円（執行率87.7%）となっており、ここから翌年度繰越額22億3120万余円を差し引いた12億3171万余円が不用額となっている。令和6年度と比べ増減額が最も大きかったものは、教育費の35億8509万余円の増加、総務費の4億3404万余円の減少である。

備前市の令和7年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.42となっており、令和6年度と同率であるが、全国平均の指数と比較するとこれを下回っている。また、経常収支比率については、89.5%であり、令和6年度と比べ0.3ポイント上昇している。2年連続の上昇となっており、引き続き経常的経費の削減に努めるなど、さらなる改善を図る必要がある。

監査委員は、監査資源が限られた中、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）を識別し、リスクの内容及び程度を勘案するなどして、審査対象を抽出して決算審査を実施している。その結果、令和7年度の決算審査においては、決算書について、収入未済額の表示が適正でないもの、歳出において、見積書の徴取が行われていないもの、支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの等が見受けられた。

イ 意見

令和7年度における決算審査の結果や、個別意見などを踏まえ、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

監査委員は、予算の執行にあたり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。その中で、会計事務上の手続きが漏れていたことを、市はリスクとして受け止める必要がある。そして、市は、会計事務の執行に関して自ら年度末に執行状況などを検証することで実態を把握するなど、そのリスクが大きくなる前に適正に事務を執行できる環境に改善する必要がある。

令和7年度において、適切な調定を行っていないため決算書の収入未済額の表示が適正でないもの、随意契約を締結する際に規則で必要とされる見積書の徴取が行われていないもの、委託契約や補助金交付等の際に定められた時期に支出負担行為が行なわれていないもの、システム利用の申込みの際に定められた決裁者の決裁を受けていないものが見受けられており、法令等に即した事務を行う必要がある。なお、これらの事態は、人事異動に伴う引継ぎ不備、繁忙期における注意力の低下や事務処理の失念に起因しており、マニュアルの整備やチェック体制の強化に全庁的に取り組む必要がある。

最後に、市は、備前市総合計画に掲げる将来像「豊かな“自然と文化”、魅力あふれる“まち”、活気ある“ひと”それが備前」の実現に向け、市政の基盤である事務執行の確実性を一層高め、市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくり施策を推進していくことを望むものである。

（２）個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

（ア） 収入未済額の表示が適正でないもの（契約管財課）

地方自治法¹（昭和22年法律第67号）では、市の歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされている。

備前市会計規則²（平成17年規則第57号）では、歳入を調定した後において調定金額について特別の事由により変更の必要が生じたときは、直ちにその変更額について調定しなければならないとされている。

そこで、令和7年度一般会計歳入歳出決算書の調定について審査したところ、契約管財課は、市有地に通勤用の自家用車を駐車している職員等から職員駐車場使用料を徴収しており、その歳入について調定しているが、市民生活部市民課発注の戸籍振り仮名事業コールセンター等業務委託請負業者から派遣されている者の職員駐車場使用料について、当初使用期間を6か月として調定していたところ、委託期間が短縮され駐車場を使用しなくなったにもかかわらず、その減額の対象となる1,000円の調定変更を行っていないかった。

したがって、本来、歳入すべきものの金額を直ちに減額して調定しておかなければならないにもかかわらず、適切な調定を行っていないことは法令等に違反しており、令和7年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

¹ 地方自治法第 231 条

² 備前市会計規則第 28 条

イ 予算の執行等が適正でないもの

(ア) 見積書の徴収等が行われていないもの（契約管財課）

市の工事の請負、財産の買入れ、委託等に係る契約事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、備前市契約規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）等に基づいて、執行されることとなっている。

規則³では、随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされ、契約書の作成については、契約金額が100万円未満の契約の場合は、契約書の作成を省略し、契約に必要な事項を記載した請書を徴することとし、契約金額が30万円以下の契約にあつては、契約事項を記載し、記名押印した見積書をもって請書に代えることができるとされている。

そこで、契約管財課の委託料及び修繕料に係る支払いについて審査したところ、見積書の徴収等が行われていないものが3件、計1,560,680円見受けられた。

その事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

契約管財課は、令和7年度電気保安管理委託料381,480円及び令和7年度本庁舎建築物環境衛生管理委託料794,200円について、それぞれ4回及び12回に分けて支出負担行為兼支出命令書で支払っているが、これらの見積書を確認したところ、令和7年度当初予算要求時に参考として徴取した見積書を根拠とし、発注の際には見積書を徴取していなかった。

<事例2>

契約管財課が令和7年度に支払った本庁舎電話機設定修繕385,000円について審査したところ、時間的いとまがないという理由から見積書を徴取せず、30万円以下の契約でないにもかかわらず請書も徴取することなく、令和8年3月31日の請求をもって修繕料を支払っていた。

このように、契約の際に見積書を徴取していないこと、また、30万円以下の契約でないにもかかわらず請書を徴取していないことは、規則に違反しており、適正な事務を執行する必要があると認められる。

³ 備前市契約規則第27条及び第32条

(イ) 定められた時期に支出負担行為が行なわれていないもの（生涯学習課）

地方自治法⁴（昭和 22 年法律第 67 号）では、市の支出の原因となるべき契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。

備前市会計規則⁵（平成 17 年規則第 57 号）では、支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為の内容を示す書類（以下「支出負担行為決議書」という。）を作成しなければならないとされ、また、支出負担行為として整理し、確認を受ける時期として、備品購入費にあつては、契約を締結するときとされている。

そこで、生涯学習課が令和 7 年度に支出した備品購入費について審査したところ、3 色レーザープロジェクター外 419,970 円を Amazon ジャパン合同会社から購入しているが、相手方が請書を提出することができないとの理由から、起案文書に支出負担行為を省略する旨を記載し決裁を受け、支出負担行為決議書を作成することなく、支出負担行為兼支出命令書により支払っていた。

また、Amazon ビジネス利用規程（令和 6 年企画財政部財政課）では、Amazon ビジネスを利用する場合、原則として 1 回につき 20 万円以上となる物品を発注することはできないとされており、物品調達に際しては Amazon ビジネス利用チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）により、利用することができるか否かを確認することが求められているが、担当者の認識不足のため、チェックリストを作成しないまま、利用することができない Amazon ビジネスを利用し、物品を購入していた。

このように、利用することができない業者へ発注したため、請書が徴取できず、定められた時期に支出負担行為が行なわれなかったことは、法令等に違反していると認められる。

⁴ 地方自治法第 232 条の 3

⁵ 備前市会計規則第 58 条及び第 59 条

(ウ) 支出負担行為に係る事務が適正に執行されていないもの（契約管財課、市民課）

市の歳出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治施行令（昭和22年政令第16号）、備前市会計規則（平成17年規則第57号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととなっている。法⁶では、支出負担行為とは、支出の原因となるべき契約その他の行為とされており、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。そして、規則⁷では、支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為の内容を示す書類（以下「支出負担行為決議書」という。）を作成しなければならないとされ、支出負担行為として整理し、確認を受ける時期として、需用費及び委託料にあつては、契約を締結するとき、負担金補助及び交付金にあつては、交付を決定したときとされている。

そこで、契約管財課及び市民課の支出負担行為について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

<事例1>

契約管財課は、令和7年4月1日に契約を締結した本庁舎空調設備保守点検委託料1,039,500円について、年間契約であるにもかかわらず契約を締結するときに支出負担行為決議書を作成していなかった。

<事例2>

契約管財課は、令和8年3月31日に請求のあった本庁舎電話機設定修繕385,000円について、時間的いとまがないという理由から、支出負担行為決議書を作成することなく、請求のあったことをもって支出負担行為兼支出命令書により支払っていた。

<事例3>

市民課は、備前市地域おこし活動補助金のうち令和7年4月から6月分として支払った455,000円について、補助金の交付決定をしたときに支出負担行為決議書を作成することなく、支出負担行為兼支出命令書により支払っていた。

⁶ 地方自治法第232条の3

⁷ 備前市会計規則第58条及び第59条

このように、定められた時期に支出負担行為を行っていないことは、規則に違反しており、適正に事務を執行する必要があると認められる。

また、契約管財課は、本庁舎電話機設定業務について需用費修繕料として支払っているが、会計事務の手引き（令和5年度版会計課）では、修繕料の科目説明として、備品の一部修理、補修等現状復旧を目的とする経費とされていることから、支出費目について、再考する必要があると認められる。

(エ) 決裁を受けないまま申込書を提出していたもの（教育総務課）

備前市教育庁事務決裁規程⁸（平成 17 年教育委員会訓令第 1 号）では、全ての事務は、決裁を受けた後でなければ処理してはならないとされ、部長の決裁を必要とする事務は、主務課長を経由しなければならないとされ、支出負担行為等に関する事項のうち 20 万円以上、50 万円未満の使用料及び賃借料については、部長が専決し、その責任を負うものとされている。

そこで、令和 7 年度に吉永中学校が教材として選定したスタディサプリ小学・中学講座法人利用料 333,300 円について審査したところ、システムの利用であるため、相手方の手順に従い、学校長名により申し込みを行っていたが、部長による決裁を受けないまま申込書を提出していたことは、規程に違反していると認められる。

⁸ 備前市教育庁事務決裁規程第 4 条及び第 6 条第 1 項

3 決算の概要

令和7年度の備前市一般会計及び各特別会計の決算額は、表1、表2のとおり、歳入総計349億3306万余円（予算対比92.9%）、歳出総計334億4926万余円（予算対比88.9%）となっている。

一般会計については、歳入257億2097万余円、歳出247億4947万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、9億7149万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源1億6083万余円を差し引いた実質収支は、令和6年度と比べ7074万余円減少（前年度対比8.0%減）し、8億1066万余円となっている。

特別会計については、備前市国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の歳入総額は92億1209万余円、歳出総額は86億9979万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は5億1229万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源1億1019万余円を差し引いた実質収支は、令和6年度と比べ1億2456万余円減少（前年度対比23.7%減）し、4億210万余円となっている。

表1 会計別決算額

(単位：円)		
会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	25,720,974,352	24,749,475,407
国民健康保険事業特別会計	3,804,700,289	3,693,029,514
土地取得事業特別会計	75,436,572	70,555,701
三石財産区管理事業特別会計	16,925,005	14,824,446
三国地区財産区管理事業特別会計	12,512,701	2,112,923
浄化槽整備事業特別会計	22,146,532	18,897,668
後期高齢者医療事業特別会計	777,595,045	771,918,297
介護保険事業特別会計	4,190,190,652	3,993,731,854
飲料水供給事業特別会計	32,790,463	21,161,958
宅地造成分譲事業特別会計	32,958,351	25,825,148
駐車場事業特別会計	30,864,695	5,537,219
企業用地造成事業特別会計	215,972,857	82,198,546
合 計	34,933,067,514	33,449,268,681

表2 財政収支の状況

(単位：円、%)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	25,720,974,352 8.8	24,749,475,407 15.0	971,498,945 △ 54.0	160,832,791 △ 86.9	810,666,154 △ 8.0
特 別 会 計 合 計	9,212,093,162 △ 5.7	8,699,793,274 △ 5.2	512,299,888 △ 13.8	110,192,970 62.3	402,106,918 △ 23.7
総 計	34,933,067,514 4.6	33,449,268,681 9.0	1,483,798,833 △ 45.2	271,025,761 △ 79.1	1,212,773,072 △ 13.9

(注) 上段は決算額、下段は対前年度増減率である。

予算に対する執行率

(単位：円、%)

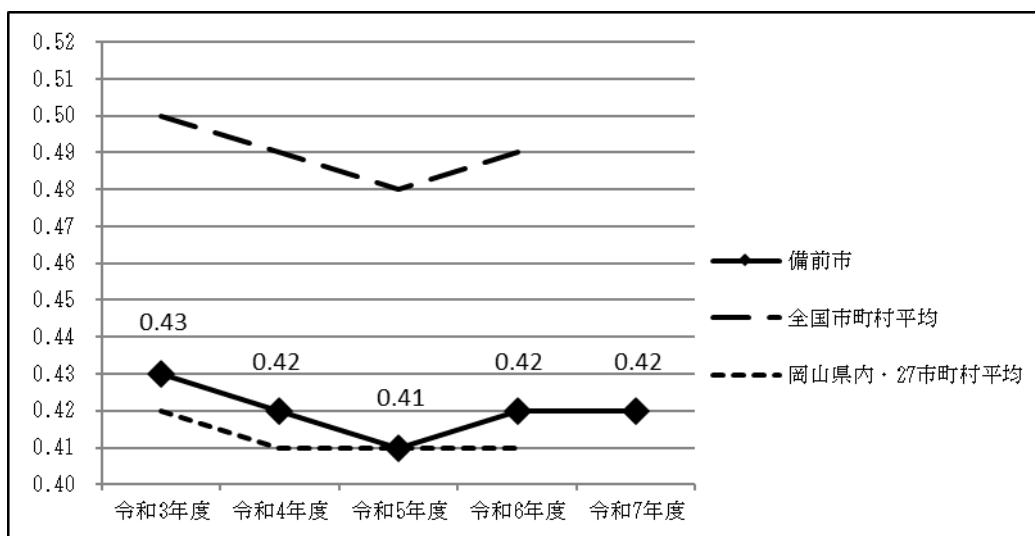
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	28,212,395,120	91.2	87.7
特 別 会 計 合 計	9,393,148,000	98.1	92.6
総 計	37,605,543,120	92.9	88.9

(参考) 令和6年度の状況

(単位：円)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	23,636,827,701	21,524,505,833	2,112,321,868	1,230,909,420	881,412,448
特 別 会 計 合 計	9,770,033,450	9,175,451,287	594,582,163	67,912,000	526,670,163
総 計	33,406,861,151	30,699,957,120	2,706,904,031	1,298,821,420	1,408,082,611

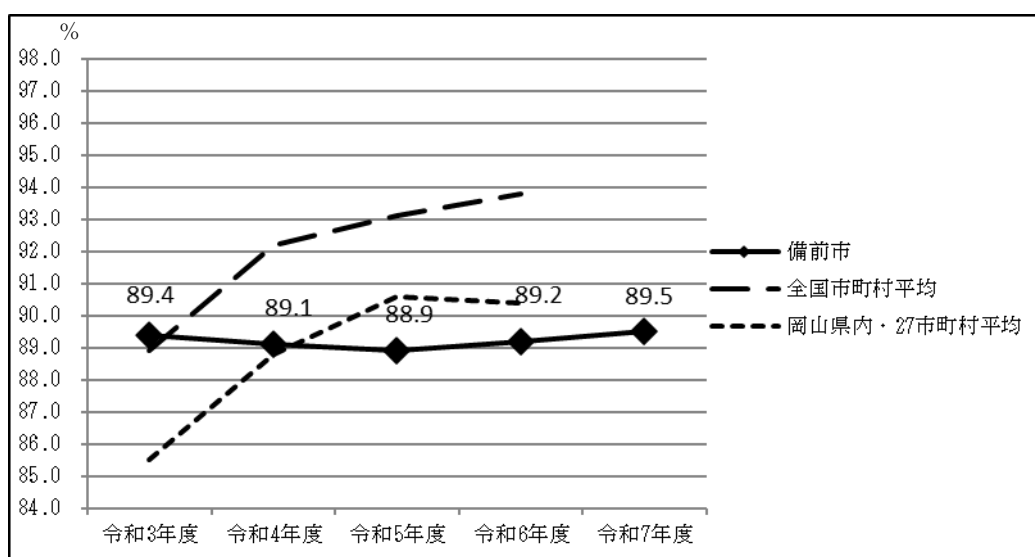
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和7年度のお市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和7年度のお市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。